和泉市訓令

都市デザイン部都市政策室

和泉市における屋外広告物道先案内図等設置基準を次のように定める。

　　令和３年９月１日

和泉市長　辻　宏康

和泉市における屋外広告物道先案内図等設置基準

　この基準は、大阪府屋外広告物条例（以下「府条例」という。）第８条第３項に規定する道先案内図等について、掲出許可基準を明確化することにより、社会生活を営む上で必要性の高い広告物の掲出を可能とし、目的地への円滑な誘導及び利便性の向上を図ることを目的とする。

　なお、道先案内図等とは、主要な道路に接していない対象施設その他やむを得ない場合に対象施設へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものとする。

（対象施設）

第１条　府条例第８条第３項に規定する道先案内図等は、次に掲げる対象施設とする。

一　学校（学校教育法第１条及び第２条）

二　病院（医療法第１条の５第１項）

三　大規模小売店舗立地法第５条の届出を行った大規模小売店舗

四　その他、公衆の利便に供するため掲出が必要であると市長が認めるもの

（規格）

第２条　大阪府屋外広告物条例施行規則別表第６の規定により、掲出可能な道先案内図は、表示面積５㎡以内、高さは地上から最上端まで５ｍ以内とする。

　（表示内容）

第３条　道先案内図として掲出可能な表示内容は、次に掲げるものとする。

　一　施設名及び施設名と一体となって表示されるロゴマーク

　二　施設住所・連絡先

　三　現在地からの距離・現在地からの案内（地図や目印等）

　四　病院については診療科

　五　その他、施設の道先案内に必要な項目

２　色彩・意匠・形態については、次に定めるものとする。

一　和泉市景観計画に適合する色彩等とし、色数は少なくする

　二　ネオンサインや光源が点滅、回転等しないこと

　三　デジタルサイネージでないこと

四　営業利益に繋がる表示、道先案内に関係のない営業事項や写真等を表示

しないこと

（掲出可能個数）

第４条　道先案内図として掲出可能な個数は、府条例が適用される市町村全体で２個とする。

　　ただし、第１条第１項第４号については、掲出しようとする市町村において、禁止区域等への掲出を可能としている場合に限る。

なお、掲出数については、台帳管理を行うことから、許可申請時に確認書を添えて本市へ提出するものとする。

（手続き）

第５条　この基準に則り、許可を受けようとする者は、府条例第１１条の規定に基づき、許可の申請を行わなければならない。

附　則

この訓令は、令和３年９月１日から施行する。

　　附　則（令和５年１２月２７日　一部改正）

この訓令は、令和６年１月１日から施行する。